

くらしの 情報

身体障がい者などに対する軽自動車税を減免する

障がいの種類、程度が一定の要件に該当する方で、次にあてはまる場合は、申請により軽自動車税が減免されます。

- ① 障がい者自身が使用する場合
- ② 障がい者の通院・通学などのために、生計を一にする方が運転する場合
- ③ 障がい者を常時介護する方が、障がい者の通院・通学や日常生活のために使用する場合（障がい者のみで構成される世帯に限ります）

※車の所有（使用）者が障がい者の名義となっている必要があります。（身体障がい者で18歳未満の方、知的障がい者、精神障がい者を除く）

※減免されるのは、普通自動車・軽自動車を通じて、1人の障がい者などについて1台に限ります。

申請期限 5月24日(木)まで

申請に必要なもの 障害者手帳または療育手帳など、運転免許証、車検証、印鑑および納税通知書

問合せ先 税務課市民税担当（内線234）

滑川市の融資制度のご案内

■市内中小企業者に必要な事業資金の円滑化とその振興を図ることを目的とした融資制度

制度名	資金用途	資格	限度額(万円)	期間	利率	取扱金融機関
中小企業振興資金	運転資金	市内で1年以上事業を営んでいる方	300	4/1～3/31 (ただし1回の貸付期間は最長6か月)	2.5%	次の金融機関の市内店舗 北陸銀行、富山銀行、富山第一銀行、いかわ信用金庫
商店街改造資金	設備資金	・市内で1年以上事業を営んでいる方 ・商業地域内において店舗の新築および増改築をする方 ・商店街に必要な共同施設を設置する方	1,000	10年以内	2.0%	富山銀行滑川支店
家庭薬配置販売業育成資金	運転資金 設備資金	20歳～70歳以下 1年以上市民である配置業者	500	5年以内	2.0%	いかわ信用金庫の市内店舗

■市内勤労者の福祉向上のための融資制度

制度名	資金用途	資格	限度額(万円)	期間	利率	取扱金融機関
生活安定小口資金	一般生活または結婚資金	2年以上市内に居住、かつ、2年以上同一の事業所で勤務している20歳以上の方	50	4年以内	2.6%	北陸労働金庫滑川支店

※融資申込先は上記の取扱金融機関です

「中・小学生のお子さんのお母さんへ」
子育てのやり方を、勉強したい方は、お気軽にご相談ください。その子育て方法を、あなただけのお子さんだけに伝授し、スタートアップします。…最初の活動までサポートします。

特別優待モニター生募集！
2週間授業を受け放題で、3000円がもらえます。

お問い合わせ先：476-4776
476-4778
info@terakoya.in/

〒936-0086 滑川市寺家町104-94

広告

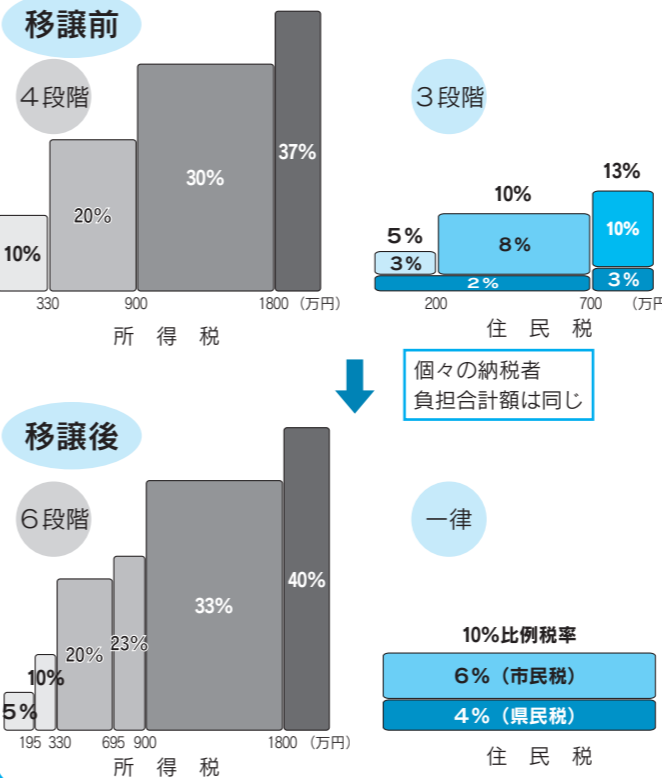
税制改正により、平成19年度から 個人住民税が大きく変わります！

(市民税と県民税を合せて住民税と呼びます)

1. 三位一体改革による税率の変更

三位一体の改革により、所得税から個人住民税（市民税・県民税）への恒久措置として3兆円規模の税源移譲が行われます。これに伴う税率の変更も行われました。この改正により、個々の納税者の方が支払う所得税と住民税の税額の合計に増減を伴うものではありませんが、住民税のみに着目すると税源移譲による改正と他の税制改正の影響により税額が増加することが予想されます。

所得税から住民税への税源移譲により、個人住民税の所得割の税率がこれまでの3段階（5%、10%、13%）の超過累進税率から、一律10%（市6%、県4%）の比例税率に変わります。（平成19年6月分より）



2. 定率減税の廃止

平成11年度から景気対策の一環として適用されていた定率減税は、平成19年度をもって、廃止されます。

3. 高齢者非課税措置の廃止

昭和15年1月2日以前に生まれた方で前年分の所得が125万円以下の人に適用されていた非課税措置は、平成18年度から段階的に縮小されています。この措置の適用を受けていた人は、平成20年度まで段階的に税の負担が増えます。（下記の表のとおり）

平成17年度以前	非課税
平成18年度	税額の3分の2を減額 (税額の3分の1を課税)
平成19年度	税額の3分の1を減額 (税額の3分の2を課税)
平成20年度	減額なし (税額的全額を課税)

4. 水と緑の森づくり税の導入について

とやまの森を県民の財産として、県民全体で支え、次の世代に引き継いでいくための新たな財源として「水と緑の森づくり税」が創設されました。これに伴い、年間500円の負担増となります。（法人も資本金規模により負担があります。）なお、この税は住民税（県民税の均等割）に500円加算して納税していただくこととなります。

平成19年度（平成18年分） 所得証明書の発行を開始

平成18年分所得証明書の発行を6月1日(金)より開始いたします。なお、申請の際には、個人情報保護のため、窓口に来られた方の本人確認をさせていただきます。（免許証などにより）

申請に必要なもの 印鑑
※同居家族以外の方が申請される場合は、委任状の添付が必要になります。

手数料 1件300円

問合せ先 税務課市民税担当（内線233、234）

モデル住宅 購入申込み受付中!

オダケホームが提案する美しい街並みが完成!!

- 暮らしやすさにこだわった住まい
- 注文住宅と同じ高品質
- 安心のアフターサービス

ぜひご家族でご来場ください

お問い合わせ先：(TEL)0765-22-8266 オダケホーム 魚津支店 魚津市江口11-1

広告